

# 当館所蔵の資料(出土遺物)を借用(展示)したい場合はこちら

令和 4 年 4 月 13 日

## 秋田城跡歴史資料館 文化財関係資料等貸出申請書

(宛先) 秋田市教育委員会

ご利用になりたい資料について  
事前にご相談ください。  
他館に貸出中の場合や  
すぐには用意できない  
場合があります。



住 所 秋田市寺内焼山9番  
申請団体名 出羽国立秋田城博物館  
代表者名 館長 秋田城介  
担当者名 展示担当 秋麻呂  
電 話

申請書提出の際に、借用を希望する資料の図版のコピー(写真)も同封してください。また、ご存じであれば資料名に遺物番号を記入していただくと手続きが早く進みます。

報告書はインターネットで公開中



下記のとおり、文化財関係資料等の貸出しを受

	資 料 名	
貸 出 資 料	墨書土器「◎」「●」(O-〇〇〇、〇-〇〇〇) 須恵器 (O-〇〇〇、O-〇〇〇) 軒丸瓦 (O-〇〇〇)	2 2 1
利 用 目 的	△△資料館企画展「展示名等」において「展示内容」として展示するため	
貸 出 期 間	令和 4 年 5 月 24 日 (火) から令和 4 年 9 月 1 日 (木) まで	
利 用 場 所	△△資料館▲▲展示室	
取 扱 責 任 者	△△資料館 担当者名	
資 料 運 搬 方 法	梱包保護し、車両にて移送	
備 考	過去に行った発掘調査の報告書はインターネットで公開されています。「全国遺跡報告総覧」で検索してください。	

貸出の許可決定まで、約2週間の事務処理期間が必要です。貸出の開始は許可決定後となりますので、申請日(右上)から2週間程度の余裕をもった貸出期間で申請するようお願いいたします。

